家畜衛生情報(豚編)

家畜伝染病予防法が改正されました

- 飼養衛生管理基準の見直しと早期通報の徹底 -

- ▶ 昨年の口蹄疫の発生を踏まえて、「発生の予防」と「早期の発見・通報」が 徹底されるよう、家畜伝染病予防法が大きく見直されました。
- ▶ 家畜飼養者の皆様は、より具体的になった飼養衛生管理基準に基づいて、日頃の衛生管理を行うとともに、口蹄疫が疑われるような「特定の症状」があれば、獣医師または家畜保健衛生所へすぐに通報してください。

新しい飼養衛生管理基準のポイント

1. 最新情報の確認

家畜保健衛生所などの講習会への参加や農林水産省のホームページなどを通じて、伝染病の発生予防などに関する情報を積極的に把握しましょう。

2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底

畜舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにした上で、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒(消毒に適さないものは洗浄で可)しましょう。

衛生管理区域専用の衣服と靴(上着やブーツカバーでも可)を使用し、畜舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。

3. 家畜の健康観察と早期通報

蹄冠部皮膚のびらん

毎日、家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに獣医師または家畜保健衛生所に通報しましょう。

農場へ立ち入った人や車両、導入した家畜の記録を取っておきましょう。

【家畜保健衛生所への届出 が必要となる「特定の症状」 の例】



鼻平面の潰瘍



39. O度以上の発熱、鼻やひづめに水ほうやびらん、哺乳豚の半数以上の死亡などがあれば、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務化されました。

4. 悪性伝染病の発生に備えた埋却などの準備 埋却用の土地(焼却または化製処理でも可)を準備しておきましょう。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019

E-mail: c24508@pref.gifu.lg.j



定期報告書のご提出をお願いします!

家畜伝染病予防法の改正により、所有者は家畜の飼養衛生 管理の状況を都道府県へ報告することとなりました。添付の 「定期報告書」のご提出をお願いします。

◆ 提出期限:12月15日

◆ 提出先 :飛騨家畜保健衛生所 家畜保健衛生所が巡回し、法律改正のご説明をします。その際に提出してください。

注意事項

- 1 定期報告書は、農場ごとに、家畜の所有者(別に管理者がいる場合は、 その者)が作成すること。
- 2「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有 者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 3 家畜の飼養羽数は、10月1日時点のものを記入すること。 同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常 よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点の ものとすること。
- 4「家畜の種類及び頭羽数」の書き方

哺乳豚 :含めない

子 豚 :離乳した豚~月齢が満3月未満

肥育豚 : 月齢が満3月以上の肥育豚

育成豚 : 月齢が満3月以上~満12月未満の繁殖候補豚

繁殖豚 : 月齢が満12月以上の繁殖豚

※その他()」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数(羽数)を記入してください。

ご不明な点は、家畜保健衛生所にお問い合わせください